

## 札幌市自殺総合対策連絡会議設置要綱

令和元年10月28日  
保健福祉局長決裁

### (目的)

第1条 自殺対策に取り組む関係機関及び関係団体等が相互に連携・協力し、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、札幌市自殺総合対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について、意見交換及び連絡調整等を行う。

- (1) 札幌市自殺総合対策行動計画の推進に関する事。
- (2) その他自殺対策の推進に必要な事項に関する事。

### (組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる機関等で構成する。

### (会長)

第4条 連絡会議に会長を置く。

- 2 会長は、精神保健福祉センター所長とする。
- 3 会長は、連絡会議を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、予め会長が指名する者にその職務を代理させる。

### (アドバイザー)

第5条 会長は、自殺対策に係る専門的な見地から意見・助言等を求めるため、学識経験者の中からアドバイザーを選任することができる。

### (会議)

第6条 連絡会議は、会長が招集し、会長が議事進行を行う。

### (意見の聴取)

第7条 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を認めることができる。

### (部会)

第8条 連絡会議は、第2条各号に規定する事項のうち、より専門的な見地で

かつ集中的な検討を要するものについて、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の構成機関は、連絡会議における意見を参考に会長が定める。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の会務を統括する。
- 6 部会は、会長が招集し、部会長が議事進行を行う。

(庶務)

第9条 連絡会議の庶務は、保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センターにおいて行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月28日から施行する。

## 別表

構成機関区分	機関名
保健・医療・福祉関係機関	一般社団法人札幌市医師会 札幌市精神科医会 一般社団法人北海道精神神経科診療所協会 市立札幌病院 公益社団法人北海道看護協会 北海道臨床心理士会 一般社団法人北海道精神保健福祉士協会 一般社団法人札幌薬剤師会 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 公益財団法人北海道精神保健推進協会 特定非営利活動法人さっされん
大学・研究機関	国立大学法人北海道大学病院 公立大学法人札幌市立大学
教育関係機関	公益社団法人全国大学保健管理協会北海道地方部会 札幌市教育委員会
警察・消防機関	北海道警察本部 札幌市消防局
経営・労働関係機関	一般社団法人日本産業カウンセラー協会北海道支部 厚生労働省北海道労働局
法律関係機関	札幌弁護士会 札幌司法書士会 日本司法支援センター札幌地方事務所
活動団体	社会福祉法人北海道いのちの電話 公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 自死遺族の思いを語る集い「癒しの会」 分かちあいの会・ネモフィラ 社会福祉法人青十字サマリヤ会

	特定非営利活動法人札幌連合断酒会
--	------------------

	特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会
--	------------------------